

「平成24年度森林及び林業施策」の作成の基本的考え方(案)

- 1 「講じようとする施策」は、
 - (1) 森林・林業基本法第10条第2項に基づき作成し、毎年、国会に提出するものであり、
 - (2) 森林及び林業の動向（同法第10条第1項）を考慮し、林政審議会の意見を聴いて政府として、次年度における森林・林業施策についての取組方針を明らかにするものである。
- 2 「平成24年度において講じようとする森林及び林業施策」については、「森林・林業再生プラン」を踏まえて策定された「森林・林業基本計画」（平成23年7月閣議決定）に基づく施策のうち、24年度予算の政府案等、24年度において具体化されるものを可能な限り盛り込むという基本的考え方で作成する。
- 3 具体的には、「森林・林業基本計画」の見直しを踏まえて、構成の見直しを行い、次頁のとおり、同計画の施策の体系に沿って、第Ⅰ章から第Ⅴ章までの構成とする。

「平成２４年度森林及び林業施策」の構成(案)

概 説

施策の背景、財政措置、税制上の措置 等

第Ⅰ章 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

- 面的まとまりをもった森林経営の確立
- 多様で健全な森林への誘導
- 地球温暖化防止策及び適応策の推進
- 東日本大震災等の災害からの復旧、国土保全等の推進
- 森林・林業の再生に向けた研究、技術の開発及び普及
- 森林を支える山村の振興
- 社会的コスト負担の理解の促進
- 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進
- 国際的な協調及び貢献

第Ⅱ章 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

- 望ましい林業構造の確立
- 人材の育成・確保等
- 林業災害による損失の補填

第Ⅲ章 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

- 効率的な加工・流通体制の整備
- 木材利用の拡大
- 東日本大震災からの復興に向けた木材等の活用
- 消費者等の理解の醸成
- 林産物の輸入に関する措置

第Ⅳ章 国有林野の管理及び経営に関する施策

- 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営
- 森林・林業再生に向けた国有林の貢献
- 国民の森林としての管理経営

第Ⅴ章 団体の再編整備に関する施策